別表六の二（二の二）　記載要領

1　この表は、連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第３条の規定による改正前の法人税法第81条の15（連結事業年度における外国税額の控除）又は租税特別措置法第68条の91（特定外国子会社等に係る外国税額の控除）若しくは第68条の93の３（特定外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　当該連結事業年度において法第81条の３第１項（法第64条の４第１項から第３項まで（公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算）の規定により法第81条の３第１項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）又は租税特別措置法第68条の62の２第１項及び第５項（対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）の規定により益金の額又は損金の額に算入される金額がある場合には、「連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「55の①」）　(2)」の欄は、これらの規定を適用しないで計算した連結所得金額又は連結欠損金額を記載すること。

3　「①のうち非課税所得分　②」の各欄は、法人税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第138号）による改正前の法人税法施行令第155条の28第３項（連結控除限度額の計算）に規定する外国法人税が課されない国外源泉所得に係る所得の金額がある場合に記載すること。